

## 乗用カート利用約款

### 第1条（本約款の目的）

本約款は、能登ゴルフ倶楽部の乗用カート（以下「カート」と称する）の利用に関する基準を定め、施設利用者および従業員の安全ならびに施設の保全を図り、かつ施設利用の充実を期することを目的とします。

### 第2条（本約款の遵守）

カートの運転者（以下「運転者」と称する）及びカートの同乗者（以下「同乗者」と称する）を総称してカートの利用者（以下「利用者」と称する）は、カート利用に関し、キャディプレー・セルフプレーにかかわらず、本約款を遵守する義務を負います。

### 第3条（通行等の制限）

- 利用者はカート内に提示してあるカートに関する注意事項及び従業員（キャディを含む）の指示に従ってください。
- 利用者は、当社ゴルフ場施設内のカート用通路とカート乗り入れを許可されたフェアウェイだけでカートを運転してください。

### 第4条（運転者の資格）

次の各号のいずれかに該当する利用者は運転できません。

- カートの運転技術が未熟で、適切に操作ができない場合。
- 運転免許資格を所有していない場合。
- アルコール類の飲用により正常な運転が困難な場合。

### 第5条（運行責任者）

- 運転者は当該カートの運行責任者となります。
- 運行責任者はカートの運行を支配し、事故防止責任を負います。
- カートの運転者が交替する場合は、運行責任者の変更となることを認識して、利用者間の協議、および責任において、これを行ってください。
- カートの停止、同乗者の乗降、その他カート運行に関する事項は、運転者の判断と責任において、これを行い、同乗者はカート運行に関し、運転者の指示に従ってください。

### 第6条（安全運転義務）

運転者は、カートの運行に際し、当該カートの装置を確実に操作して、周囲の状況に応じ、他の人身に対する危害、あるいは施設、当該カートに対する損傷を及ぼさないような速度と方法により、運行してください。

### 第7条（走行中の注意）

運転者は、カートの運転に際し、次の事項を遵守してください。

#### （1）走行の開始の際の注意事項

- 走行の開始に際し、必ずブレーキ、その他装置が正常に作動することを確認してください。
- 発進は必ず前方及び同乗者が着席したことを確認してから行ってください。

#### （2）走行の際の注意事項

- 速度、一旦停止などの標識に従って走行してください。
- カーブや起伏のある場所などを通行する場合、低速で走行し、必要に応じて、同乗者に声をかけるなど注意を促してください。

### (3) 停車時の注意事項

イ. 斜面その他不安定な場所、あるいは打球が当たる可能性がある場所には停止させないでください。

ロ. 運転者は同乗者の降車を確認のうえ、ブレーキを確実にかけて降車してください。

### 第8条 (同乗者等の注意事項)

同乗者はカート利用に際し、次の事項を遵守してください。

- (1) カートの走行装置（電源、アクセル、ハンドル、ブレーキ、前後進切替レバー等）には手を触れないでください。
- (2) カートが発進する際、およびカートの走行中は、必ずカートの把持部分（グリップ、アームレスト等）につかまってください。特に起伏のある場所、上下勾配のある場所、曲折した場所、付近に転落等の危険を伴う場所を通行する際は、他の同乗者に声をかけるなどして、お互いに注意を促してください。
- (3) カート走行中は、カートから身体、衣服、用具等がはみ出さないよう留意してください。
- (4) カートへの乗車は、カートの定員を守ってください。

### 第9条 (利用者の注意事項)

利用者は、カートに載せたゴルフ用品、携行品などを自らの責任で管理してください。万一、破損、紛失、盗難等が発生した場合、当社は責任を負いかねます。

### 第10条 (事故の場合の連絡)

利用者はプレー中の事故またはカート事故が発生した場合もしくはカートが故障した場合はプレーを中止し、ただちにマスター室にその旨を連絡しなければなりません。

### 第11条 (事故の場合の責任)

1. 利用者は、自らの故意又は過失により、カートの利用に伴い、第三者（同乗者を含む）の生命、身体、財産に危害を及ぼした場合、または、カート、その他の当社施設を毀損、滅失した場合、自らの責任でその損害を賠償しなければなりません。
2. 当ゴルフクラブはカート事故による人的、物的損害について、一切の責任を負いません。

### 第12条 (利用の中止等)

利用者に本約款あるいはクラブ規約その他の規則に反する行為があったとき。

### 第13条 (施行日)

本約款は、2020年3月1日より施行します。